

相模原市り災関連廃棄物の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、り災関連廃棄物の受入れについて必要な事項を定める。

(り災関連廃棄物の定義)

第2条 り災関連廃棄物とは、り災者及び業者等が、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則(昭和47年相模原市規則第16号)第29条第1項及び相模原市ごみ処理手数料の減免実施要綱第3条第1号の規定(これらの規定を第7条において「災害のための減免規定」という。)により、一般廃棄物搬入申請書に市が発行する「り災証明書」又は「り災届出証明書」を添付した時に搬入する廃棄物とする。

(り災関連廃棄物の範囲)

第3条 処理することができる、又は処理することができないり災関連廃棄物の種類等は別表のとおりとする。

(搬入場所)

第4条 搬入場所は次に掲げる施設内とし、別表のり災関連廃棄物の種類等に従い受け入れるものとする。

- (1) 南清掃工場
- (2) 北清掃工場
- (3) 津久井クリーンセンター

(休所日)

第5条 前条各号に掲げる施設の休所日は、次のとおりとする。

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が定める日

(受入れ時間)

第6条 受入れ時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 南清掃工場及び北清掃工場 午前8時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 津久井クリーンセンター 午前 9 時から午前 1 2 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(処理手数料)

第 7 条 リ災者及び業者等がリ災関連廃棄物を搬入したときは、災害のための減免規定に基づき、処理手数料の全額を免除する。

(事前協議)

第 8 条 リ災者及び業者等は、リ災廃棄物を搬入しようとするときは、第 4 条に掲げる施設と事前に協議しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

		処理できる物	処理できない物
共通		<p>木くず類、布類、布団、紙類、畳(1/3に切断したもの。)、家財道具類、灰(土やコンクリート片等焼却不可能な物が混在していない場合に限る。)</p> <p>南清掃工場については、焼却可能なものに限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物(自動車、オートバイ、タイヤ、バッテリー、ピアノ、鉄骨、金庫等) ・危険物(プロパンガスボンベ、消火器、廃油、薬品、塗料等) ・石膏ボード、断熱材、コンクリート類等焼却不可能な物
個別	南清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> ・木材(4寸角(12cm)以下で長さ2m以下のものに限る。) ・木製家具類(金属等を含まないもので、かつ、最大の辺又は径が2m以下のものに限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トタン等の金属類 ・家電製品
	北清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> ・木材(3寸角(10cm)以下で長さ50cm以下のものに限る。) ・家具 ・家電製品 	
	津久井クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・木材(3寸角(10cm)以下で長さ2m以下のものに限る。) ・木製家具類(金属等を含まないもので、かつ、最大の辺又は径が2m以下のものに限る。) ・トタン等の金属類 ・家電製品 	